

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	平成28年12月21日(水)		
開催時間	13時28分開会・16時02分閉会		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	矢部一夫 潮田幸子 頓所澄江 永沼博昭 諏訪三津枝 矢島洋文 細川英俊 石渡健司 三友 晃 田尻 要 佐藤泰彦 松澤敏夫 吉田征人 久保田浩二 矢島久男 (会長1名、委員14名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	小林忠司(1名)		
事務局職員職氏名	都市整備部長 都市整備部副部長 都市整備部副部長 〃 都市計画課長 〃 〃 計画担当副課長 〃 〃 計画担当副主査 〃 〃 計画担当主任 〃 〃 計画担当主事 〃 〃 計画担当主事 〃 〃 公園緑地担当副課長 〃 〃 公園緑地担当主査 〃 〃 公園緑地担当主任	武藤幸二 奥 広文 島田友光 白井邦昌 島村信行 藤村 剛 原健太郎 吉田由紀 樫田健史 野本秀一 福智秀一 小林 裕	
	<p>○議題</p> <p>議案第1号 鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定) 議案第2号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更(素案)について(鴻巣市決定) 議案第3号 鴻巣市緑の基本計画の変更(素案)について(鴻巣市決定)</p> <p>(決定事項)</p> <p>○議案第1号から議案第3号までのそれぞれについて説明を行い、意見聴聞・質疑応答を行った。質疑応答等の内容は以下のとおり。また、議案第1号については全会一致で原案のとおり可決。議案第2号と議案第3号については審議のみで、採決及び市長への答申は平成29年3月開催予定の審議会で行うこととした。</p> <p>(説明の概要)</p> <p>○議案第1号 生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限解除、公共施設等敷地の用に供されたことなどにより、生産緑地地区の変更を行う。</p> <p>○議案第2号、議案第3号 策定から7年が経過している都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、上位計画が変更されることから、社会情勢の変化や事業の進捗を踏まえた時点的な見直しを行う。</p>		
配布資料	1 次第 2 審議会席次表 3 委員名簿 4 傍聴規程 5 議案第1号～3号 各資料		

質疑応答等内容概要

(議案第2号及び第3号は事前通告の受付をしなかった。)

○議案第1号「鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)」

【事前通告】

(1)

委員： 生産緑地指定から30年が経過すると買取申出ができるが、一部解除がなされ残りを相続人が引き続き営農するとき、相続人は新たに30年の期間が付与されるのか。

事務局： 生産緑地地区は、区域(土地)に対する指定であり、売買、相続等で所有者が変わった場合でも、30年の起算日は当初の起算日である。

(2)

委員： 買取申出で買取が行われた実績はあるか。

事務局： 平成8年に公園用地として、1件買取した事例がある。

(3)

委員： 制限解除後に農転し宅地化等された場合、固定資産税の扱いはどうなるのか。減免等の特例があるのか。

事務局： 固定資産税は、毎年1月1日時点を基準日として、年ごとに課税されるものであるから、行為制限解除日が属する年の1月1日以前に生産緑地指定が無かったものとして、過去に遡り追徴課税することはない。

(4)

委員： 市内全域の生産緑地地区の規模の推移は。

事務局： 平成4年12月に229地区、約50.12haを当初指定している。市町村合併に伴い吹上地域と川里地域で、平成22年9月に102地区、約21.92haを追加指定している。平成23年に、旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入したことにより、31地区、約11.09haを追加指定したことで、平成23年12月末日時点では、市内全域で326地区、74.82haとなっている。

(5)

委員： 生産緑地の指定を受け、農業に従事している方が、高齢による死亡や病気などにより、また後継者が無く営農できなくなるケースが増えることが予測される。「緑の基本計画」には、生産緑地について「農地の保全、公園や市民農園への転換を図る」と明記しているが、具体的にどの程度実現可能と考えているのか。また現在の生産緑地の規模で、将来に渡り継続して維持できるのか。

事務局： 農業従事者の高齢化や後継者の問題のほか、指定から30年経過後の平成34年以降は、いつでも申出ができるようになるため、廃止する地区は増えることが予想される。指定から30年後の対応については、鴻巣市だけに限らず、平成4年に生産緑地地区を指定した多くの市が、課題として認識している。現実的には予算の都合上、買取できる生産緑地は非常に限られてしまうものの、緑地が不足する地域については、土地の形状等を総合的に判断しながら、可能な限り、公園等への転換を図っていきたいと考えている。また、今後は、国からの指針が示されるものと思うが、これらのほか他市の動向も注視しながら、対応策を講じたいと考えている。

(6)

委員： 廃止された生産緑地地区はどのように利用されているのか。

事務局： 正確な用途や件数は把握していないが、市街化区域ということもありアパートや分譲住宅の建築等の利用が大半を占めているようだ。

【当日】

(1)

委員： 今後多くの買取申出が予想されるなかで、市は全てを買いきれないと思うが、この問題は、税制、農政、都市計画などの分野にわたり複雑に関わってくるもので、混乱を避ける対策などを市は考えているのか。

事務局： 指定後30年後のいわゆる「2022年問題」と言われることは、全国規模の非常に重要な問題と認識している。今後、都市整備分野だけでなく農政分野などの関連部署と連携し、また他自治体の事例や国からの指針なども踏まえて十分に検討をしていきたいと考えている。

○議案第2号「鴻巣市都市計画マスタープランの変更（素案）について（鴻巣市決定）」

【当日】

(1)

委員： 3ページで、「5.都市計画マスタープランが部門別計画となる施策」の施策と「1将来都市像」や「4.政策展開の方向」の政策がリンクしているように見えてしまうので、注釈を入れるなど、まとめ方を工夫できないか。

事務局： 現段階では、前回のレイアウトをベースに修正している。注釈について検討する。

(2)

委員： 5ページで市の面積が67.44㎢となっているが、緑の基本計画では67.5㎢となっている。どちらかに統一するべきではないか。

事務局： 数字を精査し、正しい数字で統一する。

(3)

委員： 5 ページ図面に方位が入っていない。他の図面では入っているので入れたほうがよいのでは。

事務局： ご指摘のとおり修正する。

(4)

委員： 15 ページで、公園の規模をわかりやすくするため、緑の基本計画にあるように都市計画整備公園の面積や整備率など具体的な数字を記載してはどうか。

事務局： 緑の基本計画では、都市計画決定され供用開始済みの公園のみの数字が掲載されているが、都市計画マスタープランにどのような数字を載せるのかということも含め検討する。

(5)

委員： 59 ページで、バス交通について記述があるが、ノンステップバスの他にデマンドバス等についても検討してはどうか。

事務局： 当市でも現在バス運行の最適化に向けた取り組みを始めているところであり、デマンド式の導入についても今後検討していくとのことなので、再度担当部署と調整する。

(6)

委員： 60 ページで、安全性向上のための有効幅員の確保について書かれているが、壁面後退の手法も盛り込んでどうか。

事務局： 有効幅員の確保において、再開発事業や旧暫定逆線引き地域などにおいては壁面後退の手法が有効だが、住宅密集地等では優先度の低い整備手法と考えるが、記載について検討する。

(7)

委員： 73 ページに元荒川の写真が掲載されているが、桜が高齢化していることなどの課題を記載してはどうか。

事務局： 維持・保全を含め検討する。

(8)

委員： 77 ページに避難経路等の安全確保について記載されているが、電線類の地中化についても言及してはどうか。

事務局： 電線類の地中化については、59 ページに商業・業務沿道地での歩行空間の確保等として記載している。現在、避難経路等での電線地中化は予定しておらず、優先度も低いので記載はしていない。

(9)

委員： 7 ページの統計データでは定住人口を取り上げているが、外来人口（昼間人口）についても整理してもよいのではないか。通勤、観光等、市外からの来街者、流入人口を認識し、それらを意識した内容を少し盛り込んでどうか。

事務局： 目指している市の姿と重ね合わせ、外来人口等について触れるか否か検討する。

(10)

委員： 2 ページ、「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の基本理念に「コンパクトなまちの実現」とあり、都市マスでは「歩いて暮らせる市街地の形成」と表現されている。個人的にはコンパクトシティとは、大都市においてドーナツ化現象やスプロール化を防ぐものだと思っており、J R 高崎線沿線に発展した近郊整備地帯に位置する鴻巣市にはコンパクトシティの概念は合わず、違和感を抱いている。「高齢者や障害者に優しいまち」という表現がよいのではないか。「高齢者や障害者に優しいまちづくり」ということのほうが重要な話だと思われる。

事務局： コンパクトシティの概念は、人口に見合った都市の規模にしていくことが基本となっている。今後鴻巣市も将来人口の減少が予測されていることから、取り組むべき課題としてとらえ、最終案を作成していく。

(11)

委員： 3 ページ、総合振興計画の目標年次と、41 ページ、都市計画マスタープランの目標年次が1年ずれているが、なぜか。

事務局： 都市計画分野での目標年次の決め方としては、一般的に国勢調査の年月日を基準年としていることが多く、鴻巣市都市計画マスタープランもこの考えを踏襲しており、また、平成17年の3市町合併から20年後を見据え、平成37年を目標年次となっている。一方で、総合振興計画は、第5次総合振興計画の期間が平成19年～平成28年となっており、第6次総合振興計画では平成29年から平成38年の10年間を対象としているため、1年の差異が生じている。

(12)

委員： 8 ページに「バリアフリー化の推進」とあるが、計画全体としてバリアフリーやユニバーサルデザインへ配慮した内容があまり読み取れない。

事務局： 都市計画マスタープランはあくまでも普遍的な方針を定めるものであるので理念的な記述に留まるが、バリアフリーやユニバーサルデザイン、また高齢者や障がい者に優しいまちづくり等の考え方について再度検討したい。

(13)

委員： 鴻巣市は、自然環境保護の観点から「コウノトリも生息できるような」自然環境を形

成していくことを大きく打ち出しているが、54 ページで1箇所触れているものの、全体として大きく取り上げられていない印象を受けた。

事務局： 都市計画マスタープランは基本的な方針であるので、具体的な方策を記載するのは難しいが、素案のなかで理念的な表現で記載されている「無駄な市街地は拡大しない」「自然環境を守る」というような考えのもと、個別の施策で関係部署と調整したい。

(14)

委員： 例えば「こんなところが不便だ」というようなことを市民から直接聞く場を設けて議論しないと、きめ細やかな施策には繋がらないと思う。

(15)

委員： 15 ページで、大きな公園が多くあることが書かれているが、やはり車がないと行きにくい。運転できないお年寄りや小さな子どもが公園に来られることが想像できるようなものを計画に盛り込んでいただきたい。

(16)

委員： 23 ページで新たなごみ処理施設の整備について書かれているが、緑豊かな自然を残すことを考えると、環境に優しい施設を造るだけでなく、ごみを減らしていく努力も必要であるから、そのような内容をさらに強く表現できないか。

(17)

委員： 駅ホームからの転落事故が多くホームドアの設置が叫ばれているが、ユニバーサルデザインやバリアフリーという課題に関連して、非常に使いづらい場所にある鴻巣駅東口のエレベーターなど、駅の構造を含めた問題についても市民の皆さんから意見を聞けるように、課題として取り上げてほしい。

(18)

委員： 62 ページや他の図面を見る限り、前回の改訂で追加された赤見台近隣公園に替わる再整備公園の扱いが、今回の変更案でどのように修正されたのか読み取れない。赤見台地域では非常に関心の高いことなので、再整備公園の記述等を削除したことがわかるような表現はできないか。

事務局： 赤見台近隣公園は今後保全し、再整備公園に関する記述は削除している。また、図面等でも「地域核公園緑地整備構想エリア」の網掛けを当初計画のとおりに戻すかたちで外している。

(19)

委員： 13 ページの図を見ると、川里地域は住まなくてよいのかという印象を受ける。実際

は川里地域の人口は増えており、郊外型の住居は人気である。今後は、集落や部落の中で生活できるようなコンパクトシティを目指していくべきではないか。

事務局： 13 ページの図はあくまでも駅から 2km 圏内を示しているに過ぎず、この地域に住居を誘導していくことを表しているわけではない。国の政策としても、全員が中心部に住まなければならないと言っているのではなく、地域の拠点を作り、それらを交通ネットワークで結びつけることを検討していきたい。

(20)

委員： 常光地区と赤城地区には、高速道路のインターチェンジからの立地条件を活かし、新たな工業地の検討エリアの位置付けがあったが、今回それを外す理由はなにか。

事務局： 赤城地区は 52 ページで新たに項目を設けた「新規立地誘導エリア」に含むこととしている。また、現在第 6 次総合振興計画を策定しているなかで、工業系の土地利用においては、一般国道熊谷バイパス沿道、川里工業団地北、上会下周辺を優先して誘致していくこととしたため、今回常光地区は位置付けを外した。

(21)

委員： 北本市深井 7 丁目に大型スーパーマーケットが進出予定とのことだが、鴻巣市の上谷地区に隣接しているため、雨水処理や道路渋滞で大きな影響が出ると思われる。対策は検討しているのか。

事務局： 関係部署を含め、検討していく。

○議案第 3 号「鴻巣市緑の基本計画の変更（素案）について（鴻巣市決定）」

【当日】

(1)

委員： 4 ページ「鴻巣らしさのある景観を形成する機能」のなかに「屋敷林」という言葉を入れてはどうか。

事務局： 記載について検討する。

(2)

委員： 屋敷林の保全について書かれているが、市は支援等についてどう考えているのか。

事務局： 鴻巣市緑地推進条例のなかで、保護樹木や保護地区という制度があり、そのような制度を活用し、所有者と協議しながら保全に努めたいと考えている。

(3)

委員： 街路樹など高齢化した樹木について対応策等を記述してもよいのではないか。

事務局： 維持管理は、場所によって部署が異なるので、関係部署と協議し記載について検討する。

(4)

委員： 54 ページからの緑化重点地区別整備方針で、鴻巣と北鴻巣地区では生垣緑地の促進について書かれているが、吹上地区にはない。吹上地域においても方針としてあげてもよいのではないか。

事務局： 記載について検討する。

(5)

委員： 20 ページに「緑の課題」とあるが、課題というよりも、目標や方針のような表現になっている。現状での問題点や必要性などに言及して課題にするという書き方のほうがよいのではないか。

事務局： 課題として認識できるよう、見直しを行う。

(6)

委員： 全体を通して、文章だけで方針などを記載するのではなくて、年次別での記述や具体的な数値目標を織り交ぜてまとめたほうがよいのではないか。

事務局： 緑の基本計画はあくまでも方針や方向性を定めるものであり、年次別の実施内容や数値目標については、今後策定予定のアクションプランにて設定する。

(7)

委員： 生垣緑化を促進するうえで、補助金などの導入は検討しているのか。

事務局： 現状では、補助金などの支援は考えていない。

(8)

委員： 23 ページに「花を活かしたまちづくり」とあるが、市議会 12 月定例会で可決された通称「花プレゼント条例」の理念をここに盛り込むことはできないか。

事務局： 可能な限り対応できるよう検討する。

(9)

委員： 40 ページに保護樹木の指定拡大について書かれているが、既に保護樹木としてされているものについての適切な維持管理について記載してほしい。

事務局： 保護樹木の維持管理は、市から補助金を支給しているものの所有者にお願いしているのが現状である。適切な維持管理の記載について検討する。

(10)

委員： 第 5 章に施策の推進について書かれているが、表現として「図ります」、「促進します」、「努めます」などが使われているが、これらは施策の実現度に応じて使い分けられているのか。

事務局： 精査して使い分けの根拠を明確にし、修正する。

(11)

委員： 56 ページに、吹上駅北口から元荒川を結ぶ軸を中心に植栽に取り組む旨の記述があるが、この地域は他の駅周辺と比べ徒歩での通行人が少ないと思うので、予算を投じてまでの緑化の必要があるのか疑問である。

事務局： 吹上駅を含め、各駅の駅通りは人の往来も多いので、花の充実などこのような方針を掲げている。他にアピールできることがあるのかも含め検討する。